

## よくあるご質問

2版 2021年6月30日

「株式会社秀和システムホールディングスによる当社株券等に対する公開買付け」（以下、本TOBという）は、ご案内の通り成立しております。今後の状況につきまして、皆さまから頂戴している質問から主なものを以下の通りまとめましたので、お役立て頂ければと存じます。

<p>1. 船井電機は上場廃止/消滅したのか？直ちに株式を売買できなくなるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当社株式はまだ上場廃止にはなっておりません。本 TOB はすでに成立しており、公開買付者は一連の手続を実施することにより当社株式を非上場化する予定ですので、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となる予定です。しかし当社は上場廃止により消滅するわけではございません。</li><li>・ また、当社株式は上場廃止になるまで証券取引所での売買は可能です。</li></ul>
<p>2. 船井電機株式が 2021 年 3 月 24 日付で「監理銘柄（確認中）」に指定されている。売買ができないということか？</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「監理銘柄（確認中）」に指定されていても証券取引所での売買は可能です。監理銘柄は「上場廃止基準に該当する可能性がある銘柄」であることを投資家に周知するために証券取引所が指定するものです。</li><li>・ なお当社株式は上場廃止になるまで証券取引所での売買は可能です。</li></ul>
<p>3. 仮に本公開買付けに応募せず、本公開買付けが成立したらどうなるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本公開買付けに応募されなかった株主様は引き続き当社の株主となります。本 TOB は成立しており、公開買付者は一連の手続を実施することにより当社株式を非上場化する予定ですので、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となる予定です。</li><li>・ 本 TOB 成立を受け、当社は 7 月開催の臨時株主総会にて、公開買付者及び船井哲雄氏以外の当社株主の皆様が所有する当社株式の数が 1 株未満となるような併合比率で当社株式を併合することを決議する予定です。株主の皆様には、端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が、端数株式の数に応じて交付されることとなります。</li><li>・ その際に株主の皆様へ交付する金銭の額は、裁判所による認可を得た上で、公開買付価格に株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一とする予定です。</li></ul>
<p>4. 私は船井電機の株主であると思うが、株券が見当たらない。どうすればよいか？</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 証券取引所に上場している株式会社の株券は 2009 年 1 月 5 日から電子化されております。不明な点がございましたら、当社の株主名簿管理人である三菱 UFJ 信託銀行にお問い合わせください。</li><li>・ 電話でのお問い合わせ先は、0120-094-777 です。 ※受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）</li></ul>